

土砂等の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

白 井 市

(令和7年4月改正)

白井市 環境課 環境保全係

白井市復1123番地

電話 047(401)5409

土砂等の埋立て等の事業（小規模特定事業）を実施する方への留意事項

小規模特定事業とは、宅地造成、農地造成（客土行為を含む）などの土地利用の形態等を問わず、500平方メートル以上3,000平方メートル未満の区域を土砂等で埋立て等にする事業をいい、『白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例』に基づく許可が必要です。

I 事業の実施にあたって

この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可を取ることが必要である。

1. 小規模特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会（生涯学習課文化班）に確認すること。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる）
2. 小規模特定事業を実施する区域（土地）内に、赤道や水路（公図で確認すること）がある場合は、それが機能しているかどうか、事業の実施にあたっての必要な措置をどうするのか管理者に確認すること。
3. 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む）許可については、市農業委員会に必要な手続きを確認すること。
4. 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、県農林振興センターに必要な手続きを確認すること。
5. その他、施行規則第6条別表第3に掲げる行為や開発行為など、関係許認可を十分に確認すること。
6. 1,000平方メートル以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要である。（印旛地域振興事務所）

II 事業について

1. 小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路等、一時たい積小規模特定事業場の保安地帯等は含まない。
また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立て等を行う区域が対象となる。（たとえ隣接地からの土砂であっても許可対象となる）
2. 事業規模が変更により3,000平方メートル以上となった場合は、市条例による完了確認を得た後に県条例の許可が必要となる。
3. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。また、建設汚泥を中間処理した改良土については、小規模特定事業場への搬入は禁止する。
4. 小規模特定事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業前に確保した表土で覆う）の場合は、区域外からの土砂等の搬入が終了時点で市職員による完了確認を受けること。

I 小規模特定事業許可申請書作成要領について

【令和7年4月改正】

1 小規模特定事業許可申請書の記載要領

- ・申請書類等は、フラットファイルに綴じたうえで提出すること。
- ・提出部数は、正本及び副本の2部とする。(副本は写しで可)
- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

(1) 目次

申請にあたっては申請書添付書類についての目次を作成すること。必要書類チェック表の順で作成すること。

(2) 小規模特定事業許可申請書

(注) 下線は添付書類

☆申請者：小規模特定事業を行おうとする事業者を記載し、『住民票』（法人にあっては法人登記事項証明書）を添付すること。また、申請者の『印鑑登録証明書』（法人にあっては代表者印の印鑑登録証明書）を添付すること。許可申請書には実印を押印し、住民票（法人にあっては法人登記事項証明書）及び印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

☆法定代理人の氏名及び住所：申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、「住民票」を添付すること。

☆小規模特定事業場の位置：事業区域の代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。なお、複数の地番がある場合には別紙『地番一覧』を添付すること。

☆小規模特定事業場及び区域の面積：実測の『求積図等』を添付すること。

☆現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の小規模特定事業場と兼務することはできません。
なお、申請書には別紙『現場責任者選任書』を添付すること。

☆小規模特定事業区域の表土の地質の状況：事業区域の面積に応じて規則で定める区分に従って採取（採取は5点混合方式で採取深さは概ね10～30cm程度）、分析を行い、採取試料の『採取地点の位置図』及び『採取状況の現場写真』、『検査試料採取調書』、『地質分析（濃度）結果証明書』を添付すること。

なお、地質分析結果により安全基準に適合しない場合には許可はしない。

【試料採取する検体数】

- ・500 m²以上2,000 m²未満－1検体
- ・2,000 m²以上3,000 m²未満－2検体

☆小規模特定事業に使用される土砂等の量：搬入する土砂等の量を積算した『使用土量計算書』（土量変化率を考慮したもの）を添付すること。別紙小規模特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項の予定量の数量と合致すること。

☆小規模特定事業の期間：小規模特定事業を行う期間（1年以内とする）を記載すること。1年を超えた事業期間は申請することができない。

☆小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造：別表第1に掲げる構

造のとおりとして、施工の前後の構造が判別できる 1/250～1/500 程度の断面図等とし、必要に応じて「のり面保護工」の種類等を図面上に記載すること。

☆小規模特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項：発生場所、発生元事業者名、搬入予定量、最大日量、搬入期間、搬入時間及び土砂等の性質について、別紙『小規模特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項』へ記載すること。予定量の合計は小規模特定事業に使用される土砂等の量と合致すること。

☆小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置：1/500 程度の平面図等に必要な措置として図面上に記載すること。なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ 1 m 程度の板柵を設置すること等により災害防止するものとし、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。

(3) 現場責任者の氏名及び職名に関する証明書並びに現場責任者選任書

事業者が定めた当該小規模特定事業区域の現場責任者であることが確認できるもの。(健康保険証、雇用証明書などの写し)

(4) 小規模特定事業場の位置図

1/25,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

(5) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/2,500 程度で小規模特定事業区域の周辺の状況（住居や公共施設等）が判別できるもの。

(6) 小規模特定事業場及び区域の実測平面図・縦断図・横断図

1/250～1/500 程度で作成し、小規模特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できる図面とする。縦断・横断図にあつては形状が確認できるピッチの縦横の図面とする。

また、平面図には小規模特定事業区域について隣地との境界杭等を明示させていること。

(7) 小規模特定事業場の土地登記事項証明書

事業区域の土地の登記簿謄本で、申請する日前 3 月以内に発行されたものに限る。

(8) 公図の写し

小規模特定事業場及び区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地番・地目・地積・所有者等を記載したもの。

また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

(9) 小規模特定事業場の境界確定図

1/250～1/500 程度で作成し、隣地の所有者等と境界査定を行い確定した境界地点又は既に確定している境界地点を明示した平面図とする。

(10) 小規模特定事業区域内土地使用同意書・小規模特定事業区域内施工同意書

小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、規則で定める土地所有者の「小規模特定事業区域内土地使用同意書」及び当該書類に捺印した土地所有者の「印鑑登録証明書」並びに規則で定める事業の妨げとなる権利者がいる場合にあっては「小規模特定事業区域内施工同意書」を添付すること。

上記の土地使用同意書の添付がない場合には許可はしない

(11) 小規模特定事業事前説明報告書

規則で定める周辺関係者に対して事業計画概要等を説明した結果等を記載した「小規模特定事業事前説明報告書」を添付すること。

(12) 土砂等の搬入経路図

土砂等の発生場所ごとの現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路を記載した地図であること。

(13) 構造安定計算書

土質試験等に基づいて埋立て等の構造の安定計算を行った場合にはその計算書を添付すること。

なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(14) 擁壁関係書類

擁壁を設置する場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。1/20～1/50 程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるものであること。

(15) 土地使用に関する土地所有者との契約関係書類

小規模特定事業区域の土地が借地である場合は、当該区域の土地所有者との賃借契約書の写し及び当該所有者の印鑑登録証明書を添付すること。

(16) 構造基準適用除外書面

当該小規模特定事業が規則別表第3に掲げる行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの）を添付すること。

(17) 関係許認可等申請書

この条例以外に小規模特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの）を添付すること。

Ⅱ 小規模特定事業の施工（許可後の手続き等）について

1 小規模特定事業の着手の届出について（条例第11条の2）

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に「小規模特定事業着手届」を提出すること。

2 土砂等の搬入について（条例第12条第1項）

土砂等の搬入を行う前には必ず、「土砂等搬入届」を提出し、市の確認を受けること。

なお、搬入届は土砂等の発生場所ごとに、また、同一の発生場所の場合においても5,000立方メートル毎に作成すること。

◎添付書類

- ① 土砂等発生元証明書
- ② 検査試料採取調書
- ③ 地質分析（濃度）結果証明書
- ④ 土砂等の発生場所の位置図
- ⑤ 土砂等の発生場所の平面図（試料を採取した地点を記載したもの）
- ⑥ 土砂等の発生場所の現場写真
- ⑦ 土砂等の搬入車両の一覧

◎「土砂等搬入届」についての留意点

- ① 土砂等の搬入予定量：発生元証明書のそれぞれの項目を記載すること。
- ② 土砂等の搬入期間：当該搬入届で、小規模特定事業に実際に搬入される土砂等の搬入予定期間を記載すること（発生元の工事の期間等でないことに注意すること）
- ③ 土砂等の運搬事業者名：土砂等の発生現場から小規模特定事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者について記載すること。

◎「土砂等発生元証明書」についての留意点

- ① 土砂等発生元証明書の宛て：土砂等の埋立て等を行う事業者となる。
- ② 当該工事に係る土砂等発生総量：当該工事現場より発生する総予定土量を記載し、括弧内に当該発生現場から当該小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。
- ③ 今回の証明に係る土砂等の量：搬出契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（最高5,000 m³まで）が記載されていること。
- ④ 発生土砂等運搬契約者名：土砂等の発生現場から当該小規模特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。
- ⑤ 発生土砂等埋立事業者名：小規模特定事業者名及び住所が記載されていること

3 定期報告について（条例第 13 条第 3 項及び第 14 条第 1 項）

小規模特定事業者は当該小規模特定事業を開始した日（具体的には着手日）から 4 月ごとに、小規模特定事業に使用された土砂等の量及び当該土砂等の地質検査を実施し、報告しなければならない。

また、併せて発生場所ごとの土砂等管理台帳の写しを報告すること。

(1) 小規模特定事業状況報告書

報告に係る期間内に搬入した土砂等の量を発生場所ごとに報告すること。

実施済面積・量については、当該期間内に実施されたものを記載するとともに累計を記載すること。また、当該期間に埋立て等をした区域及び許可から現在までに埋立て等をした区域を明示した図面等を添付すること。（報告書の提出期限は 4 月を経過した日より 1 週間以内となっているので、期限に間に合うよう十分調整をすること）

(2) 小規模特定事業地質等検査報告書

地質検査については、規則の定めるところにより区域を 1,000 m²ごとに区分し、当該区分ごとに土砂等の試料を 1 検体採取し、分析を実施すること。

なお、試料のサンプリングについては市職員立会いの上実施することとし、当該定期報告の時期が到来した際には、市環境課へ連絡した上で日程調整を行うこと。

4 土砂等管理台帳（条例第 13 条第 1 項）

各項目に記載するとともに当該事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段、搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の一日あたりの量を記載すること。

土砂等管理台帳は、毎月月末までに当該月中における事項について記載を終了していなければならない。

5 小規模特定事業の軽微な変更について（条例第 10 条第 1 項）

小規模特定事業について規則で定める軽微な変更をした場合は、「小規模特定事業軽微変更届」により関係書類を添付し、遅滞なく届け出ること。また、同意した土地の所有者に対してその旨を「小規模特定事業軽微変更通知書」により通知し、その写しを添付すること。

(1) 事業者に関する変更事項： 氏名（名称）・住所・法人の代表者の氏名

○添付書類： 住民票・法人登記事項証明書・会社の定款などの変更内容が明らか
な書類等（届出に使用される印鑑が変更となる場合には印鑑登録証明
書の添付も必要となる）

(2) 現場責任者の氏名及び職名

○添付書類： 事業者が定めた当該小規模特定事業場における現場責任者であることを証する書面

(3) 事業に関する変更事項： 小規模特定事業に使用される土砂等の量（量を減少させるものに限る）・発生場所及び期間等の搬入計画・土地所有者等

○添付書類： 土量変更の理由及び土量計算書・搬入計画に関する事項（採取場所及び搬入計画の変更の際には変更前・変更後の全搬入計画を記載した「土砂等搬入計画に関する事項」を添付すること）また、土地所有者の変更については、同意書及び印鑑登録証明書、土地登記事項証明書

6 小規模特定事業の完了について（条例第18条）

(1) 小規模特定事業が完了する2月前の日までに、当該事業が完了するまでの工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、「小規模特定事業完了事前届」を提出すること。

(2) 小規模特定事業が完了した場合には、遅滞なく完了した形態での平面図等を添付し、「小規模特定事業完了届」及び事業開始から完了までの「小規模特定事業状況報告書」を併せて添付すること。

小規模特定事業完了届の提出後は、市の職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析を実施すること

（検査の方法等は原則として定期報告と同様）

7 小規模特定事業の廃止・中止について（条例第17条）

(1) 小規模特定事業を施工の途中で廃止又は中止（2月以上）しようとする場合には、あらかじめ土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じるとともに工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、「小規模特定事業廃止（中止）事前届」を提出し、市職員による現場確認を受けること。

(2) 小規模特定事業を施工の途中で廃止する場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで平面図、縦断図、横断図、土量計算書を添付し、「小規模特定事業廃止届」及び事業開始から廃止までの「小規模特定事業状況報告書」を提出すること。「小規模特定事業廃止届」を提出後は、市職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析検査を実施すること。

8 小規模特定事業の終了について（条例第18条の2）

(1) 小規模特定事業の期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の2月前の日までに、当該事業が終了するまでの工程表、平面図、縦断図、横断図等を添付し、「小規模特定事業終了事前届」を提出し、市職員による現場確認を受けること。

- (2) 小規模特定事業を終了した場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで平面図、縦断図、横断図、土量計算書を添付し、「小規模特定事業終了届」及び事業開始から終了までの「小規模特定事業状況報告書」を提出すること。「小規模特定事業終了届」を提出後は、市職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析検査を実施すること。

9 小規模特定事業の相続等について（条例第19条）

- (1) 小規模特定事業の全部を譲り受ける等、小規模特定事業の許可を受けた者の地位を承継する相続、合併又は分割があった場合には、遅滞なく「小規模特定事業相続等届」に土地所有者に通知した「小規模特定事業相続等通知書」の写しを添付し、提出すること。
- (2) 小規模特定事業の全部を譲り受ける等、小規模特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者は「小規模特定事業相続等通知書」を土地所有者へ通知しなければならない。

添付書類： 相続の場合には、承継を証する書面及び承継者の戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書（承継者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し）

合併又は分割の場合には、承継を証する書面及び承継者の法人登記記載事項証明書、印鑑登録証明書

更に、土地使用同意書（印鑑登録証明書を含む）及び施工同意書を添付すること。

また、事業者が定めた当該小規模特定事業における現場責任者であることを証する書面を添付すること。

Ⅲ 小規模特定事業変更許可申請について

1 小規模特定事業変更許可申請書の記載要領

- ・申請書類等は、フラットファイルに綴じたうえで提出すること。
- ・提出部数は、正本及び副本の2部とする。(副本は写しで可)

【許可を要しない軽微な変更事項】

- ①氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- ②法定代理人の氏名又は住所の変更
- ③現場責任者の氏名又は職名の変更
- ④当該事業に使用される土砂等の量の変更（ただし、量を減少させるものに限る）
- ⑤当該事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項の変更（別紙様式）
- ⑥土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置として、事業区域の区域内に設けた排水施設又は区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る）

※上記項目に該当しない変更事項については変更許可申請を行うこと。

（１）小規模特定事業変更許可申請書

変更許可申請において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び変更理由を記載すること。

（２）添付書類

- ①変更事項に係る書類及び図面並びに位置図
- ②現小規模特定事業許可書の写し
- ③関係法令等の認可書の写し
- ④小規模特定事業区域内土地使用同意書及び小規模特定事業区域内施工同意書

※小規模特定事業区域を拡大する場合の表土の地質検査について

小規模特定事業区域を拡大する変更申請の場合についての表土の地質検査は、原則として増加する区域の面積を規則で定める区分に応じて地質検査を行うこと。

※事業期間の延長及び区域の拡大について

期間延長の変更は6月以内とし、区域拡大の変更は2割以内の増とする。

6月以上の期間延長及び2割以上の面積増加の変更は許可しない。

Ⅳ 小規模特定事業譲受け許可申請について

当該小規模特定事業の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業の全部を譲り受けようとする者は、許可を受けなければならない。

1 小規模特定事業変更許可申請書の記載要領

- ・申請書類等は、フラットファイルに綴じたうえで提出すること。
- ・提出部数は、正本及び副本の2部とする。(副本は写しで可)

(1) 小規模特定事業譲受け許可申請書

許可申請において申請を行おうとする事項について、その内容及び譲受けの理由、申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。

(2) 添付書類

- ①申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）及び申請者の印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、代表者印の印鑑登録証明書）
- ②規則で定める小規模特定事業区域内土地使用同意書及び小規模特定事業区域内施工同意書
- ③申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し
- ④小規模特定事業区域の位置図及び付近の見取図
- ⑤現場責任者であることを証する書面
- ⑥その他（現在の小規模特定事業許可書の写し）

Ⅴ その他

小規模特定事業（一時たい積小規模特定事業）許可申請・小規模特定事業変更許可申請・小規模特定事業譲受け許可申請の詳細な手続き方法等については、事前に市環境課と協議したうえで手続きを行ってください。

【申請手数料】

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| ・小規模特定事業許可申請手数料 | 1件につき 28,110円
(一時たい積事業も同額) |
| ・小規模特定事業変更許可申請手数料 | 1件につき 14,340円 |
| ・小規模特定事業譲受け許可申請手数料 | 1件につき 14,340円 |